【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2022年２月14日
【会社名】	株式会社ミダックホールディングス （旧会社名　株式会社ミダック）
【英訳名】	MIDAC HOLDINGS CO., LTD. （旧英訳名　MIDAC CO.,LTD.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　加藤　恵子
【本店の所在の場所】	浜松市東区有玉南町2163番地
【電話番号】	（053）471-9361（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長　　髙田　廣明
【最寄りの連絡場所】	浜松市中区板屋町111－２　浜松アクトタワー24F
【電話番号】	（053）488-7173
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長　　髙田　廣明
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当　279,380,000円 （注）　募集金額は、発行価額の総額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目８番20号）

１【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年２月14日に四半期報告書（第58期第３四半期　自　2021年10月１日　至　2021年12月31日）を東海財務局長に提出いたしました。これに伴い、2022年１月７日付をもって提出した有価証券届出書並びに2022年１月18日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、当該四半期報告書を参照書類に追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

２【訂正事項】

第三部　参照情報
　第１　参照書類

３【訂正箇所】

訂正箇所は＿＿＿罫で示してあります。

第三部【参照情報】

第１【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

１【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度　第57期（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）2021年６月30日東海財務局長に提出

２【四半期報告書又は半期報告書】

(1) 事業年度　第58期第１四半期（自　2021年４月１日　至　2021年６月30日）　2021年８月６日東海財務局長に提出

(2) 事業年度　第58期第２四半期（自　2021年７月１日　至　2021年９月30日）　2021年11月15日東海財務局長に提出

３【臨時報告書】

１の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2022年１月７日）までに、以下の臨時報告書を提出

(1) 金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく臨時報告書を2021年６月30日に東海財務局長に提出

(2) 金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第７号及び第７号の２の規定に基づく臨時報告書を2021年７月21日に東海財務局長に提出

(3) 金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく臨時報告書を2021年９月２日に東海財務局長に提出

(4) 金融商品取引法第24条の５第４項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2021年12月24日に東海財務局長に提出

４【訂正報告書】

訂正報告書（上記３(2)の臨時報告書の訂正報告書）を2021年８月５日に東海財務局長に提出

（訂正後）

１【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度　第57期（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）2021年６月30日東海財務局長に提出

２【四半期報告書又は半期報告書】

(1) 事業年度　第58期第１四半期（自　2021年４月１日　至　2021年６月30日）　2021年８月６日東海財務局長に提出

(2) 事業年度　第58期第２四半期（自　2021年７月１日　至　2021年９月30日）　2021年11月15日東海財務局長に提出

(3) 事業年度　第58期第３四半期（自　2021年10月１日　至　2021年12月31日）　2022年２月14日東海財務局長に提出

３【臨時報告書】

１の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2022年１月７日）までに、以下の臨時報告書を提出

(1) 金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく臨時報告書を2021年６月30日に東海財務局長に提出

(2) 金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第７号及び第７号の２の規定に基づく臨時報告書を2021年７月21日に東海財務局長に提出

(3) 金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく臨時報告書を2021年９月２日に東海財務局長に提出

(4) 金融商品取引法第24条の５第４項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2021年12月24日に東海財務局長に提出

４【訂正報告書】

訂正報告書（上記３(2)の臨時報告書の訂正報告書）を2021年８月５日に東海財務局長に提出